

別記様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第1回田原市・渥美町合併協議会	
開催日時	平成16年 8月16日(月) 14時00分開会 ・ 15時 40分閉会	
開催場所	田原市役所 第1委員会室	
議長氏名	田原市長 白井 孝市	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	なし	
会議事項	<p>1 議 題</p> <p>会議録署名委員の指名について (報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田原市・渥美町合併協議会の設置に至る経過について ・ 田原市・渥美町合併協議会規約について ・ 田原市・渥美町合併協議会幹事会設置要領について ・ 田原市・渥美町合併協議会分科会設置要領について ・ 田原市・渥美町合併協議会事務局規程について ・ 田原市・渥美町合併協議会財務規程について ・ 田原市・渥美町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について ・ 田原市・渥美町合併協議会会議関係資料の公開事務取扱要領について ・ 協議会協議スケジュールについて <p>(確認事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田原市・渥美町合併協議会会議運営規程(案)について ・ 合併協定項目(案)について ・ 平成16年度田原市・渥美町合併協議会事業計画(案)について ・ 平成16年度田原市・渥美町合併協議会予算(案)について 	<p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案どおり確認 ・ // ・ // ・ //

	<p>(提案事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式について (協定項目 1) ・ 新市の名称について (協定項目 3) ・ 新市の事務所の位置について (協定項目 4) ・ 議会議員の定数及び任期の取扱いについて (協定項目 6) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回の協議会の開催日程及び第 3 回以降の開催日程等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回協議会において確認 ・ " ・ " ・ " <p>平成 1 6 年 8 月 3 1 日 (火) 田原市役所 第 1 委員会室</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	<p>別添のとおり</p> <p>第 1 回田原市・渥美町合併協議会 会議次第</p> <p>田原市・渥美町合併協議会 第 1 回会議資料</p>	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日		署 名 押 印
平成 年 月 日		署名委員 印 印

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	しら い こう いち 白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	はら こう いち 原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	せき やす のり 関 保 則			
	渥美町議会議員	お がわ どう ご 小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	こ ばやし しゅん じ 小 林 舜 治		
		青年代表	か わい のぶ ひさ 河 合 伸 久		
		女性代表	とみ だ さよ こ 富 田 さ よ 子		
		農業団体代表	おか もと まさる 岡 本 勝		
		商工団体代表	すず き よし はる 鈴 木 喜 玄		
		臨海企業代表	やま だ とし ろう 山 田 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	やま もと たか まさ 山 本 貴 正		
		青年代表	みや た なお ゆき 宮 田 直 行		
		女性代表	すぎ うら みさお 杉 浦 操		
		農業団体代表	い どう よし お 伊 藤 欣 夫		
	商工団体代表	わた らい かず あき 渡 会 一 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	か わい ひで とし 河 合 秀 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	と だ とし ゆき 戸 田 敏 行		
	愛知県東三河事務所長	なつ め やす たか 夏 目 安 孝		

第 1 回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>皆さん、こんにちは。本日は、ご多用のところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。私は、当合併協議会の事務局長を務めます、田原市の金田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 1 回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本田原市・渥美町合併協議会は、去る 8 月 3 日、田原市議会及び渥美町議会におきまして、その設置議案が可決され、同日、両市町の長によりまして協議会の設置協議と規約に関する協議・確認が行われました。</p> <p>その際、本日、平成 16 年 8 月 16 日付けでの田原市・渥美町合併協議会の設置や協議会委員の定数等が確認されております。</p> <p>また、規約の規定に基づきまして、協議会の会長は田原市の白井市長、副会長は渥美町の原町長ということのほか、協議会は委員の 14 名に会長を加えた 15 名で構成され、さらに顧問として 3 名の先生方に加わっていただくことが事前に決定しておりますので、開催に当たりましてご報告させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、正副会長からそれぞれごあいさつを頂戴したいと思います。</p> <p>最初に、会長の白井市長にお願い申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、皆様、こんにちは。</p> <p>連日大変暑い日が続いておりますが、本日は、田原市・渥美町第 1 回の合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方、あるいは顧問の先生方、それから西村愛知県総務部長さん、それから鈴木県議さん、それぞれご来賓としてお越しを賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様方につきましては、それぞれご推薦をいただいております本日こうして顔を合わせるわけですが、誠に恐縮に存じますが、辞令等を略式で机の上に配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思いますが、今回の合併協議はご案内のように、先の不調から 2 年という大変短い期間で再び始まったわけですが、この間、いろいろな経過がございましたが、直接的には皆様方ご案内のように、今年に入りましてから渥美町におきまして、田原市への編入合併を求める住民投票、これがきっかけでございます、一方、受けますこの田原市におきましては、これも昨年 8 月 20 日に新市が誕生いたしまして、ようやく 1 年というところでございまして、これからという時に今回このような合併の話があったわけですが、</p> <p>こうしたことから、再び合併という大変難しい選択を住民の皆様方をお願いをして、その結果、本日を迎えたわけですが、それだけに両市町の住民の皆様にも多少複雑な思いが残っていると思いますので、こうした経緯の中で立ち上げを行いましたので、特に私を含めまして委員の皆様方に格別お願い申し上げたいのは、今回の合併が編入ということでございますので、協議のほうも短期間に行われるわけですが、そうしたことで、前回とは若干異なりますが、くれぐれも前回の轍を踏まないように、和と協調でお願いを申し上げたいと思います。</p>

それから、2点目といたしまして、合併は本来、この地域の将来づくりについて、皆さんと夢を持って臨むというのが原則でございますが、こうした経緯の中で、少し皆さんの中にいろいろ複雑な思いがありますので、特に、この合併協議を通じて、皆さんの気持ちを新しい地域づくりの方向に向けていただけたらありがたいと思います。この2点を特に感ずる次第でございます。

昨年の8月20日に発足いたしました田原市では、新しい地域づくりのために、一つの合言葉をつくっております、それからまた、田原市になりましたときの一つの理念が「うるおいと活力のある田園共生都市を目指していこう」と、こうして入ったわけでありまして。これへ今回渥美町の皆さんが加わっていただきますことによって、さらに一段と新しい風を起こして時代の波を乗り切っていくというような言葉を拡大をいたしまして、この渥美半島が再び新しい地域として息づいていきたいと。これが今回の合併のねらいでございますので、合併協議の中身は、実は形式的になることが多いと思いますが、この新市町村計画づくりを通じて、新しい渥美半島づくりについて、皆様方の英知を出していただき、結集していただけたらと思っております。

以上のようなことを思いながら、何とかこの合併を成功させたいという気持ちでいっぱいでございますので、どうか格別なご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

それから、細部につきましては、今から合併協議のスケジュール、あるいはその他については、後ほど事務局のほうから説明がございますのでお聞き取りを賜りたいと思います。

また、今から12月ごろまでの間の協議を予定いたしておりますが、その間、できるだけ、この合併協議だけではなくて、市民の皆さんとも少しつなげていきたいと思っておりますので、委員さん自体にはこの正規の合併協議のほかにも勉強会も時々やらせていただきたいと思っておりますし、それから、市民、住民の皆さん等をつなげるために講演会などもできるだけやりますし、そして、ともに新しい渥美半島について考えていくような機会をとってまいりたいと思っておりますので、どうか格別なご協力を賜りたいと思います。

それでは、今から本当に皆様方とのいろいろなおつき合いが始まりますが、ひとつ格別なご指導を賜りまして、また、何でも遠慮なくおっしゃっていただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、副会長の原町長、お願い申し上げます。

副会長

皆さん、こんにちは。渥美町長、原でございます。

ただいまは、白井市長より今回の合併につきまして、編入ではございますが、大変温かいお言葉をいただいたということで、本当に感謝しております。

振り返ってみますと、先ほど白井市長がおっしゃったように、合併問題があのような経過をたどってまいりまして、昨年8月20日に田原市が誕生いたしましたから、まだ1年たたないという時期に、私が町長にさせていただいてから1年もたたない間にとということで、大変急なことであったように思いますが、決してそうではありません。これは、私が永年持ち続けたいろいろな活動の中で、この地域を愛する大きな夢でありまして、この地域を東三河の中、いや、中部の中でも本当によいまちづくり、強い、21世紀に向かう中での競争力のあるまち、地域ということを常に考え、その夢に向かって走ってまいったというふうに思っております。

	<p>そのような中で住民投票をさせていただきまして、あのような成績でということで、大変渥美町の皆さんにも感謝しております。その答えをもちまして、5月24日にお願ひに上がりました。その後、白井市長には、幹部の皆さんとともに大変精力的に田原市の各所できめ細かに、情熱を傾けて懇談会を行っていただいたということで、アンケートのほうも、あのように本当に思いやりのある数字、結果を出していただいたということで、改めて市長を始め市民の皆様から心から感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>とはいいいましても、田原市の皆様には現在なおいろいろなことに對しまして、ご意見があるとも聞いておりますが、こういった問題は将来を考えてみるときに、やはり合併後も少しは残るといふことではあると思いますが、時間をかけて修正するしかない、そのように私は思っておりますが、今後、合併協議を進める中で少しでもご理解いただけるよう、委員の皆さんとともに努力していく所存でございます。</p> <p>私が申すまでもなく、この地域は全国的に誇るすばらしいところであり、渥美半島がこの合併により一つになり、工業、農業、観光、水産業、これは産業のことばかりですが、そのほか教育・文化等々、大変バランスのとれた地域として、さらに発展していくことが大きく期待されるものでございます。</p> <p>編入でございますので、田原白井市長のもとで、やはりいろいろな細かい面までご指導を願ひまして、田原市と渥美町、そして田原市民と渥美町民の垣根を越えての協議を期待するとともに、今後進められる協議が、皆様のご協力によりましてスムーズな形で終了して、そして、実りある新しい市ができるだけ早い時期に誕生することを強く望みまして、簡単ではありますが、私のあいさつに替へたいと思ひます。本日はありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に進めさせていただきます。</p> <p>本日は、初めての協議会でございますので、ここで委員の皆さん、顧問の先生方のご紹介をさせていただきます。あわせて後ほど事務局職員も紹介させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>大変恐縮でございますが、自己紹介でお願いしたいと思います。自席でご起立の上、お願いいたします。</p> <p>なお、委員及び顧問の名簿が11ページにございますので、ご参考にしていただけたらと思ひます。</p> <p>ご来賓の方々には後ほど私からご紹介をさせていただきます。</p> <p>それでは、田原市の議会議長さんから順次お願ひ申し上げます。</p>
事務局長	<p>田原市の議会議長の関 保則と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
関委員	
小川委員	<p>渥美町議会選出の小川藤吾です。前回の3町合併協議会の際も委員として出席いたしましたけれども、今回は編入合併という形で、本当に田原市長、市議会、市民の皆様のお温かいお心で、再度、合併協議の立ち上げができて、本当に感謝いたします。新たな渥美半島をつくるために協力いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
小林委員	<p>自治会を代表して委員に選任をされました小林舜治でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

山本委員	渥美町の自治会連合会長の山本貴正です。よろしくお願いいたします。
河合委員	田原市青年代表の河合伸久と申します。社団法人田原青年会議所に属しております。よろしくお願いいたします。
宮田委員	渥美青年経済研究会、今年度、理事長をしております宮田直行です。よろしくお願いいたします。
富田委員	今年度、田原市地域連合婦人会の会長を務めさせていただいております富田さよ子と申します。よろしくお願いいたします。
杉浦委員	渥美町更生保護女性会の代表の杉浦 操と申します。渥美町の女性を代表して出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
岡本委員	農業団体を代表いたしましてＪＡ愛知みなみの組合長の岡本でございます。どうかよろしくお願いいたします。
伊藤委員	渥美町の農業団体の代表ということで選出されました、ＪＡ愛知みなみの専務の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
鈴木委員	商工業を代表して、商工会長の鈴木喜玄です。どうかよろしくお願いいたします。
渡會委員	同じく、商工団体を代表いたしまして、渥美町商工会長の渡會一昭でございます。よろしくお願いいたします。
山田委員	田原市臨海企業の代表の山田でございます。田原の地先の埋め立てに、現在、57社進出しております、そちらのほうの代表をさせてもらっております。よろしくお願いいたします。
事務局長	続きまして、河合先生お願いします。
河合顧問	顧問ということでご指名いただいております河合秀敏ですが、私は、もともと田原市の白谷町の出身でございます。長男、一人息子で跡取りでございますけれども、断って、愛大の教授になってしましまして、地元から離れたりしてはりましたが、つかず離れずの関係で、常にその長男としての役割を考えながら生きてまいりました。この3月に退職したおかげで、白井市長さんから、「少し田原のことにも協力せえ」というお話がございまして、下働きをさせていただく形で出入りしております。大変うれしいことだと思っております。 特に、この渥美半島を一本化して、しかも、黒潮寄せる太平洋と波静かな渥美湾、これは日本のフロリダ半島みたいなイメージで構築していける地域でございますので、何とか老骨に鞭打って、若い人たちを支援していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
戸田顧問	東三河地域研究センターの戸田と申します。地域計画が仕事でありますので、何かお役に立てることがあればというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

	<p>す。</p>
夏目顧問	<p>顧問に就任をいたしました東三河事務所の夏目と言います。よろしくお願いをいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 続きまして、事務局を紹介させていただきます。事務局員の名簿が24ページにございますので参考にしていただけたらと思います。 事務局次長から順次お願いします。</p>
事務局次長	<p>事務局次長の内田と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>田原市から派遣の事務局長補佐をします。大谷紀夫と申します。よろしくお願いをいたします。</p>
事務局長補佐 (大谷信也)	<p>渥美町から出向しています事務局長補佐の大谷信也と言います。よろしくお願いをいたします。</p>
事務局主任	<p>事務局主任の鈴木洋充と言います。よろしくお願いします。</p>
事務局主任	<p>事務局主任の渡會俊也と申します。よろしくお願いをいたします。</p>
事務局長	<p>以上6名で両市町の合併事務を担当してまいります。よろしくお願い申し上げます。 また、本日は、当協議会へ提案いたします必要な事項を協議・調整する目的で設置した幹事会の方々も同席させていただいております。幹事の皆さんにもこれからの協議会会合には同席させていただきますので、よろしくお願いいたします。 幹事の名簿は15ページにございます。後ほどご覧いただけたらと思います。 以上、紹介を終えまして、次に移らせていただきます。 本日は、大変ご多忙の中を、ご来賓の方々にお越しいただいておりますので、順次ごあいさつを頂戴いたしたいと思っております。 最初に、愛知県議会議員の鈴木 愿様、よろしくお願い申し上げます。</p>
愛知県議会議員 (鈴木 愿)	<p>ご紹介いただきました県議会議員の鈴木でございます。 私は、もともと地盤がお集まりの渥美半島が選挙区でございますので、もう昔から、合併したと同じような気持ちで、ずっと日頃からやっております。 実は、きょう午前中、愛知県議会がございまして、10時から臨時会がありまして、きょうお見えの西村総務部長も一緒でございましたが、議事が済んだ直後、議場の中で神田知事さんをつかまえるというより、お話をして、「実はきょう午後、第3回戦を始めます」と。「合併を、田原、渥美がいよいよ始まります」という話を議場で、部長さんも聞いておられましたが、お話したところ、知事さんも大変感慨深げに聞いておられて、「もう、赤羽根とやったのが1年でしたね、ぜひ、渥美が一つになるように、いろんな問題がありましようが、ぜひ頑張ってください」という、大変心のこもった知事からお話を受けてまいりました。確かに、知事さんもこの合併特例法ができてから、県もいろんな支援策をつくって応援してある</p>

	<p>んですが、できたのは、実は田原市、去年8月20日のこれ一つだけでして、知事としては、本当に国に対しても大変心苦しかったと思います。でも、昨年、田原・赤羽根が一つになった、そういったのは大変知事さんに対しては大きな支えになってきたと思います。後ほどまた部長のほうから、いろんな意見を頂戴いただけると思いますが、そんな意味で、今日、本当に知事さんが「是非ひとつうまく乗り越えてほしい。合併はいつですか」という、そこまで実は議会の中で聞かれたんですが、「それを今日から決めていきますから」という、大変強い期待を持っておりますので、是非、先ほど会長さん以下いろんなお話がありましたとおりに、本当にこの渥美半島というのは自然的にも、地理的にも、あるいは産業、環境から見ても本当に自然になるのがまさにふさわしい、一つになるのが自然だという、そんなイメージを我々も、あるいは世間から見るとそんな感じしておりますので、本当に今回は協調と和をもって、是非ひとつスムーズに新しい市ができますように心からお願いいたしております。</p> <p>県下各市町村でもありますが、要はねらいを、その地域をどう新しいまちをつかっていくかというのが最大の目標であるはずですから、いろんな感情的にあると思いますが、是非それはもう捨てていただいて、渥美が一つ、名実ともにお話があったような、愛知県で中身も外見もまさにモデルの渥美半島ができることを心からお願いいたしております。私も県の立場で何かお手伝いできることがあったら一生懸命手伝わさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。頑張っていたきたいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、本日、ご多忙中のところを駆けつけていただきました愛知県総務部長の西村 眞様からお言葉を頂戴いたしたいと思います。よろしく願い申し上げます。</p>
<p>愛知県総務部長(西村 眞)</p>	<p>紹介をいただきました愛知県総務部長の西村でございます。</p> <p>まずは、本日、ここに第1回の田原市・渥美町の合併協議会が開催されますことを心からお祝いを申し上げます。</p> <p>また、日頃から県政各般にわたりまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>この両市町におきましては、先ほど市長さんや町長さんのほうからごあいさつにありましたように、これまで様々ないきさつを乗り越えて、地域の将来のために、本日の法定協議会を迎えられました。市長さん、町長さん、また議会議員の皆様を始め、関係者の方々の地域を思うご決意に深く敬意を表するものであります。</p> <p>豊かな自然と伝統文化に恵まれたこの地域は、半島という地理的条件の中で、これまでも様々な面で密接な結びつきがあったものと存じます。これからは、その製造品出荷額の面で、この田原市は県内第3位の位置を占めております。また、農業産出額では県内第2位と、漁獲量では県内第4位の渥美町と合併ができれば、この渥美半島全体が一つになって、製造業と農業と漁業と、よくバランスのとれたすばらしいまちができるのではないかと、こういうふうに思っております。また、21世紀にふさわしい先進的なまちづくりが進められていくことを期待をしているものでございます。</p> <p>県といたしましても、皆様の合併に向けた熱い思いを真摯に受けとめ、できる限りのご支援をしてまいりたいとの考えから、本日、この地域を合併重点支援地域に指定をさせていただきます。重点的な支援体制を整えさせていただいたところで</p>

<p>事務局長</p>	<p>ございます。</p> <p>今後は、平成17年の3月に迫った合併特例法の期限を見据えつつ、その密度の濃い協議が迅速に進められていくものと存じますが、県としても精一杯、努力をしてまいりたいと思っております。本日、ご出席の皆様方におかれましても、合併という合議に向け、なお一層のご努力、ご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。</p> <p>最後になりますが、合併に向けた取り組みを通じまして、この地域がさらなる発展を遂げられますことを祈念いたしまして、お祝いのあいさつとさせていただきます。どうもおめでとうございました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで鈴木県議さんと西村部長は公務のご都合で退席されますので、よろしく願いいたしたいと思っております。どうも大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思っております。</p> <p>後ほどご説明いたします当協議会規約第9条第2項の規定で、会議の議長は会長をもって充てることになっております。以後の議事のとり回しは会長にお願いいたしたいと思っております。</p> <p>会長、よろしく願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。</p> <p>規約にもたれて議事の進行をさせていただきますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第1回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員に、関保則委員さん、山本貴正委員さんのご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず、報告事項といたしまして9件が上がっておりますが、大変多うございますので、2つに分けて順次報告をさせていただきます。</p> <p>それではまず、1から5までを一括して行いたいと思っておりますので、事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、報告事項の1「田原市・渥美町合併協議会設置に至る経過」から報告事項の5「田原市・渥美町合併協議会事務局規程」についてまでを一括しましてご報告申し上げます。</p> <p>説明する前に、大変恐縮でございますが、会議次第の議題のところをご覧くださいと思います。</p> <p>議題をご覧くださいますと、報告事項、確認事項、提案事項と3つに項目が分けて掲げてありますので、これらの違いや扱い方を冒頭、最初にご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>まず、報告事項でございますが、これは協議会での審議の対象外の事項でございます。主に両市町の長が協議して定めたり、会長が定めた事項等でございます。協議会では随時報告してまいるものでございます。</p> <p>また、確認事項と提案事項でございますが、一般的には協議会におきます協議方法は、提案をいたしました協議会の同日、その場で確認、いわゆる承認をいただく</p>

のではなく、原則、提案した次の協議会でご確認をいただく予定をしております。ところが、本日は、後ほど提案日にご承認をお願いする4件の確認事項がございます。これは、本日、協議会が設置されたことにより、設置日から必要となります会議の運営規程や事業計画、予算など、特別な案件でございますので、提案日に確認をいただくこととなります。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、合併協議会は自治体の議会などの議決機関とは違いまして、協議の場でございますので、協議案件につきましても、議決ではなくて確認という表現を使ってまいりますので、あらかじめご承知くださるようお願い申し上げます。

それでは、報告事項の1、「合併協議会設置に至る経過」についてから説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。

平成14年10月31日に渥美郡3町合併協議会が廃止された以後、平成15年2月5日には赤羽根町からの住民発議を受けての田原町・赤羽根町合併協議会が設置されました。そして、昨年8月20日付けで赤羽根町から田原町への編入合併と同時に市制施行が行われまして、新生田原市が発足して1年になろうとしております。

一方、渥美町では、昨年7月に前町長の辞職に伴う町長選挙が実施され、合併推進を掲げ当選されました現町長さんは、今年に入りまして田原市への編入合併を進められました。4月から5月にかけては渥美町内17箇所での合併に関する懇談会の開催、さらには5月23日は渥美町が田原市へ編入合併することについての意思を問う住民投票が実施されました。投票率75%、賛成者85%という大変多くの方々から田原市との合併を望まれているという結果を受けまして、5月24日には渥美町から田原市に対しまして、編入合併協議の申し入れがなされました。また、6月1日にはそれまで意見が分かれていた渥美町議会におきましても、一体となって合併に取り組むよう、合併推進の決議が行われております。

こうした申し入れを受けた田原市では、前回の3町合併協議で合意に至らなかったことなど、不調となった経緯を踏まえ、6月11日には合併協議を進める上で課題となる基本項目である「合併の方式」、「議会議員の定数及び任期の取扱い」など、6項目につきまして合併協議の調整方針をあらかじめ整理・確認しまして、事前確認書の締結が行われました。3ページ、4ページが確認書の写しでございます。

次ページを続いてご覧いただきたいと思いますが、さらに田原市のほうでは6月15日から7月6日にかけて、行政懇談会やその他各種団体への説明会や意向調査等を行い、さらに6月30日から7月16日にかけて、市内在住の有権者から無作為に2割の方を抽出して、郵送アンケート調査を実施いたしました。アンケート結果は、合併推進の立場をとる「合併は時代のすう勢であり、進めるべきである」、それと、「渥美半島の将来を考えれば、合併はやむを得ない」の回答が59.5%という結果でございました。

これらのアンケート調査の結果を踏まえまして、両市町では8月3日の臨時議会に合併協議会設置議案を提出し、それぞれの議会で可決されましたので、同日、両市町の長の間で合併協議会の設置に関する協議及び規約に関する協議を実施し、調印の後、本日、田原市・渥美町合併協議会を設置した次第でございます。

なお、経過書にも記載してございますが、愛知県の、先ほど部長からもお話がありました。市町村合併重点支援地域につきまして、8月4日に知事宛て申請の依頼を行い、本日付けで指定がなされておりますことをこの場を借りてご報告申し上げます。

次に、報告事項の2でございます「田原市・渥美町合併協議会規約」についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

先ほど、経過の中でご報告申し上げました8月3日に両市町の市長、町長の間で

調印いたしました合併協議会の設置に関する協議書が5ページに掲げてございます。

また、10ページをご覧いただきたいと思います。

これは、同じく当合併協議会の規約の一部でございますが、この規約に関する協議書は、後ほど説明いたします合併協議会の規約の中で、両市町の長が協議して定める旨、規定されているもののうち、協議会委員の数、協議会委員のうち学識経験を有する者、協議会規約の施行日の以上3点について定めたものでございます。

それでは、戻りまして規約の内容につきましてご説明申し上げますので、資料の6ページをお願いしたいと思います。

最初に、第1条は、協議会の設置に関する根拠規定でございます。

第2条は、協議会の名称を定める規定で、田原市・渥美町合併協議会とするものでございます。

第3条は、協議会が担任する事務を定める規定で、合併に関する協議や新市建設計画の作成など、4点の事務を掲げております。

第4条は、協議会の事務所の規定で、事務所は田原市に置くとするものでございます。

第5条から第7条までは、協議会の組織を定めたもので、第6条では、会長は田原市長、副会長は渥美町長とするものでございます。

また、第7条の協議会委員は、渥美町長、両市町の各議会で選出された議員及び両市町の長が協議して定めた学識経験者をもって充てるとするものでございます。

第8条から第10条までは会議の招集、開催方法、運営等に関しまして必要な事項を定めたものでございます。

第11条は協議会に顧問を置くことができる旨を、第12条は小委員会を設置することができる旨を定めた規定で、第13条は幹事会の設置を定めたものでございます。

第14条及び第15条は、協議会の事務局及び職員に関しまして必要な事項を定めたものでございます。

第16条は、協議会に要する経費は、両市町で負担することを定めた規定でございます。

以降、第17条は協議会出納の監査に関する規定、第18条は財務に関する事項、第19条は協議会委員等の費用弁償に関する規定、第20条は協議会解散の場合の措置を定めた規定でございます。

なお、附則にこの規約の施行日が定められていますが、本日8月16日を施行日とするものでございます。

以上で規約の内容説明を終わらせていただきまして、続きまして、報告3から5の田原市・渥美町合併協議会幹事会及び分科会並びに事務局につきまして、順次ご説明申し上げます。

資料の12ページをご覧ください。

この資料は、合併協議会及び幹事会、分科会、そして事務局の関係をあらわした相関図でございます。ここに記載のとおり、主な所掌内容といたしまして、合併協議会は新市建設計画を始めとした各種合併協議及びその確認を、幹事会は最終調整原案の作成、協議会の付託、付託議案の調整を、分科会は調整原案の作成及び取りまとめを行う場となります。

なお、事務局はそれぞれの組織の会議開催等についての一般事務の全般を取り行うこととなります。

それでは、報告事項3の合併協議会幹事会、4の分科会、5の事務局の概要について、それぞれ説明させていただきます。

資料の13ページをお願いします。田原市・渥美町合併協議会幹事会設置要領をご覧ください。

幹事会は、規約第13条の規定に基づき設置するもので、15ページには幹事会名簿をつけさせていただきました。

幹事会委員といたしまして、田原市からは助役始め6名、渥美町からは助役始め4名の計10名で幹事会を組織いたします。

なお、設置要領第4条に規定する役員は、互選によりまして、幹事長に田原市の菰田助役が、副幹事長には渥美町の中川助役が選出されております。また、東三河事務所の山下行政企画課長にオブザーバーをお願いし、ご承諾をいただいておりますのでご報告申し上げます。

次に、16ページをお願いします。田原市・渥美町合併協議会分科会設置要領をご覧ください。

分科会は、幹事会設置要領を受けて設置するもので、資料の18ページから21ページにかけて分科会の委員名簿が掲げてございます。ご覧のとおり分科会は財政分科会を始めとして全部で30の分科会からなります。分科会委員は両市町で延べ人員255名、実人員で205名となっております。

次に、資料の22ページをご覧ください。田原市・渥美町合併協議会事務局規程でございます。

本規程は、協議会規約第14条第2項の規定に基づき定めるものでございまして、所掌をします事務等、事務局に関しまして必要な事項を定めております。

資料24ページの事務局の構成をご覧ください。

先ほども説明しましたが、事務局への派遣職員はここに記載のとおり、田原市から4名、渥美町から2名の計6名でございます。

以上で報告事項1から報告事項5までの説明とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

議長

はい、ご苦労さま。

それでは、ただいま報告のございました1から5までにつきまして、何かご質疑等がありましたらお尋ねをいただきたいと思っております。ご質問等ございませんか。

では、特にないようでございますので、次へ移らせていただきます。

次の6から9までを一括して説明をしてください。

事務局長

それでは、引き続きまして、報告事項の6「田原市・渥美町合併協議会財務規程」についてから報告事項9の「合併協議スケジュール」につきましてを一括してご説明申し上げます。

資料は25ページをお開きください。

まず、報告事項6の「田原市・渥美町合併協議会財務規程」についてでございますが、合併協議会の財務規程は、協議会規約第18条の規定に基づき、協議会の財務に関し、必要な事項を定めているものでございます。

なお、本財務規程では、後ほど協議会の承認をいただきます予算に関する必要事項等も定めております。

次に、資料の27ページをお願いします。

報告事項7の「田原市・渥美町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」でございますが、この規程は協議会規約第19条第3項の規定に基づきまして、協議会の会長、委員、顧問及び規約第10条の規定によります会長の要請で会議に出席していただいた方への報酬や費用弁償の額、支給方法等につきまして必要な

事項を定めたものでございます。

次に、資料の28ページをお願いします。

報告事項8は、「田原市・渥美町合併協議会会議資料等の公開事務取扱要領」で
ございます。この要領は、協議会の会議資料につきまして、公開をする場所、公開
する時期、公開をする資料等、協議会の会議資料の公開等に関しまして必要な事項
を定めたものでございます。

続きまして、資料の29ページをご覧ください。

報告事項9の合併協議会の協議スケジュールについて説明させていただきます。

この29ページのスケジュール(案)は、合併協議会の設置から合併の効力発生、
新しい新市の発足までの主な法的手続きを中心に示したものでございます。本日の
第1回協議会から協議を始めまして、12月の上旬には新市建設計画の策定と、すべ
ての合併協定項目の合意を目指しておりまして、合計8回の協議会を開催して、合
併協定書の調印を予定しております。その後、両市町の議会での合併の議決、廃置
分合の議決を行い、1月には愛知県知事に申請の後、県議会の3月定例会におきま
して合併の議決をいただいた上で、県から国への届け出をいただきますと、約1か
月後の4月下旬には総務大臣の告示がなされまして、合併の効力発生となります。

以上、合併協議会の設置から合併の効力発生までのスケジュール案を申しまし
たが、具体的な合併の時期につきましては、スケジュール案のとおり合併協議が順調
に進んだ場合、先ほど会長も申しましたが、来年の夏ごろを見込んでおるとい
うことでございます。

次に、30ページから31ページをお開きください。

こちらは合併協議会における具体的な合併協議内容を含めたスケジュールを示
したものでございます。資料中の網かけ部分は新市建設計画の策定スケジュールを
あらわしております。

建設計画の策定関係から先に申しますと、第3回の協議会で計画骨子の報告等、
10月中旬に予定している第5回の協議会では計画案の提案、11月中旬開催予定の第
6回で計画最終案の確認を予定して、目標として進めてまいりたいと思っております。

また、合併協定項目の協議スケジュールについては、資料の32ページに協定項目
を掲げていますが、短い期間の中で精力的に合併協議を進めていくため、基本項目
以外は5つのグループ分けを行いまして、分科会で調整原案を作成した後、計画的
に幹事会で最終調整を行い、協議会、この場へ上げてくる予定をしております。

なお、協定項目の提案時期は、合併協議の状況によって変更が若干生じることが
あるかと思っておりますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。
現段階では基本項目である協定項目のうち、合併の期日につきましては、今の段階で決
めるより、今後の合併協議の状況を見極めまして、具体的な時期を提案したほうが
適当と判断されますので、10月中旬開催予定の第5回協議会での提案を予定して
おります。よろしくご理解くださるようお願い申し上げます。

以上で、報告事項の6から報告事項9までの説明とさせていただきます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長

はい、ご苦労さまです。

それでは、ただいま説明のございました6から9まで、特にご質疑等ありました
らお願いをいたします。ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、次の確認事項のほうに移らせて
いただきます。

協議第1号「田原市・渥美町合併協議会会議運営規程（案）」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、ただいま議題となりました協議第1号「田原市・渥美町合併協議会会議運営規定（案）」についてご説明申し上げます。

それでは、資料の33ページをご覧ください。

この規程は、規約の第9条第3項の規定に基づき、定めるものでございまして、この条文では、「会議の議事、その他会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮り定める」とされております。したがって、協議会を進める上での必要事項を規定した本規程案でございますが、規程案を作成し、協議会でご確認をいただいた上で執行してまいろうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたしますので、1枚はねていただきまして、34ページをお願いいたします。

会議運営規程の構成は、第1章から第6章で構成しておりまして、第1条は、規程の制定趣旨を定め、第2条では、基本方針として、会議は原則として公開で行うものとし、住民の意見の反映と、公平で公正な協議に努め、計画的に開催するとしたものでございます。

第3条は、会長及び委員等の責務に関する規定でございます。

第4条は、会議の開閉等に関する規定でございまして、会議の開会及び閉会は、議長が宣告するとともに、議長は会議の開会にあたり、会議録の署名委員2名を指名するものとしてございます。先ほど議事に入る前に指名されました2名の議事録署名委員は、この条項によるものでございます。

第5条は、会議の進行及び表決に関する規定でございまして、会議の議事は、議長及び出席委員の全会一致をもって進めることを原則としておりますが、意見が分かれた場合や議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の過半数の賛成をもって決するものとしてございます。

第6条は、会議録の調製に関する規定でございまして、会議録はここに記述の5つの事項で整理しておりまして、会議録署名委員の確認をいただいた上で保管するものとしてございます。

なお、会議録の効力発生日は、会議録署名委員の確認日からとするものとしてございます。

第7条は、会議録等の公開に関する規定でございまして、会議録及びこれらに付随する関係資料は、原則として公開してまいりたいとするものとしてございます。会議録等の公開方法は、先ほど報告事項で説明させていただきましたように、田原市・渥美町合併協議会会議関係資料の公開事務取扱要領に基づき実施させていただきたいと思っております。

第8条は、傍聴及び会議の非公開に関する規定でございまして、会議が公正かつ円滑な運営に著しい支障が認められる場合を除いて、傍聴ができるものとしてございまして、非公開とする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、決定するものとするものとしてございます。

第9条は、傍聴の手続を定めたもので、会議場に入る傍聴人は、受付後に所定事項を記入していただくものとし、傍聴できる者は受付順といたしますが、満席等で会議場へ入れない傍聴人のため、会場外で傍聴できるような措置をすることを定めたものとしてございます。

第10条は、傍聴席に入ることができない者を定めたもので、会議の進行に支障となるような行為のおそれのあるものを携帯している者や、酒気帯者等の入場を制限

	<p>したものでございます。</p> <p>第11条は、傍聴人の守るべき事項を定めたもので、ここに記述の7つの遵守事項を定めております。</p> <p>第12条は、写真、映画類の撮影及び録音等の制限を定めたもので、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ議長の許可が必要とするものでございます。</p> <p>第13条は、傍聴人は職員の指示に従っていただくこと、第14条は会議の非公開決定があった場合は、傍聴人は速やかに退場していただくこと、第15条は傍聴人がこの規定に違反した場合の措置を定めたものでございます。</p> <p>第16条は、会議の規律に関する規定でございます。</p> <p>なお、附則の規程の施行日でございますが、この規程は協議会の確認日から施行することとさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、37ページは会議録の様式でございますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で会議運営規程（案）の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>はい、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思っております。ご意見でも結構でございます。ご質疑等ありましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>ご質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にならぬようでございますので、採決を行わせていただきたいと思っております。</p> <p>協議第1号「田原市・渥美町合併協議会会議運営規程（案）について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第2号「合併協定項目（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第2号「合併協定項目（案）」につきましてご説明申し上げます。資料は39ページをお願いします。</p> <p>合併協定項目は、合併に伴って発生する諸問題や合併関係市町村が行っている制度、行政サービス、住民負担等々の違いを整理統一して、新市の行政運営に反映させるための指針となるものでございます。</p> <p>当協議会において、今後、協議をしていただく合併協定項目は、40ページに記載されておると思っておりますが、ここに記載されております26項目とするものでございます。</p> <p>まず、1から4までの「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」は、基本項目と言われている事項でございます。次の5の「財産及び債務の取扱い」から、24の「地域審議会の取扱い」までは制度的なものや事務的な事項でありまして、また、25の「各種事務事業の取扱い」は、日常それぞれの役所が行っている事務事業でございます。これをさらに29項目に細分化しております。最後、26の「新市建設計画」は合併後、10か年の新市の地域づくりの方向性を定めたもので、財政計画との整合を図り、策定してまいりますものでございます。</p> <p>以上の26項目を合併協定項目と定めまして、順次、協議会へ提案させていただきたいと思っております。</p>

<p>議長</p>	<p>協定項目の多くは事務的な事項であり、これらは複雑多岐にわたっておりますので、協議会ですべてを協議して決定するということは極めて困難でございます。したがって、合併協議会では事務的な事項は調整方針を確認していただきたいと思ひます。</p> <p>なお、これらの原案は、直接、事務事業に携わっている両市町の職員で構成する分科会組織によって作成し、これを幹事会でよくもんで整理したものを当協議会へ提案させていただく方法をとってまいります。事務事業の細かいところ、細部的なものまで協議会で決めていくものではないということをお知らせしたいと思います。</p> <p>以上で合併協定項目（案）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。ご意見でも結構でございます。</p> <p>特にご質疑、ご意見等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思います。</p> <p>協議第2号「合併協定項目（案）にいて」を、原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次の協議第3号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会事業計画（案）について」と協議第4号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会予算（案）について」は、ともに関連がございますので一括議題とさせていただきます。</p> <p>事務局、説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ただいま一括議題となりました協議第3号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会事業計画（案）」及び協議第4号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会予算（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>最初に、平成16年度の事業計画（案）についてご説明いたしますので、資料の42ページをご覧くださいと思います。</p> <p>当協議会の本年度の事業計画としては、先ほども申し上げましたが、12月上旬までに計8回の合併協議会の開催を計画させていただいております。また、この調書には記載がございませんが、必要に応じて委員の皆さん方への勉強会の開催も考えております。これは先ほど説明させていただきました協議会における合併協議のスケジュールから、目標としております市町議会や愛知県議会での合併議決の関連で、協定項目を精力的に協議・調整をお願いしたいというものからでございます。日程的にやや過密となっておりますが、よろしくご理解賜りたいと思ひます。</p> <p>合併協議会の進め方につきましては、先ほども申し上げましたが、提案させていただいた協定項目は、原則といたしまして次回の協議会でご確認、ご承認をいただく方法をとってまいります。確認に至るまでに問題点や課題等が発生した場合は、勉強会を開きまして、よく議論をしていただきまして、その後に確認をいただくといった方法をお願いしたいと考えております。</p> <p>42ページ、例えて申しますと、協定項目のうち、合併の期日を除く基本項目とA群の議会議員の定数及び任期の取扱いの場合を申し上げますと、本日の第1回協議</p>

会で提案させていただきまして、次回、第2回協議会で確認をいただくといった方法が繰り返されていくということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新市建設計画の策定に当たりましては、新たなまちづくりの方向性を示す重要な計画となりますので、勉強会も含めて数回の協議をお願ひすることとなります。

住民への協議会の協議内容の情報提供につきましては、全世帯配布の合併協議会だよりを始めといたしまして、ホームページの開設、会議録の閲覧、住民説明会の開催などを行ってまいりたいと考えております。

以上が平成16年度の事業計画の概要でございます。

続きまして、平成16年度の協議会予算についてご説明申し上げますので、43ページ、44ページをお願ひしたいと思います。

本合併協議会の平成16年度予算は、執行期間が本日から来年3月31日までの7か月半となりますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,650万円と定めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げますので44ページのほうをご覧いただきたいと思ひます。

最初に、右側の歳出から説明させていただきます。

まず、1款1項1目の事務局費635万7,000円でございますが、4節共済費では、合併協議会事務局の臨時職員の社会保険料等9万8,000円を、7節賃金では、臨時職員の賃金91万2,000円を、8節報償費では、事務局職員、幹事、分科会委員が先進地視察に出向いた際の土産代として2万円を、9節旅費では、事務局職員の会議、打ち合わせ等の出張旅費として普通旅費26万9,000円と、また、事務局職員、幹事及び分科会委員の先進地調査等に伴う特別旅費といたしまして8万円を計上させていただいております。10節交際費の2万円は、会長の交際費でございます、主に冠婚葬祭等の必要経費を計上したものでございます。11節の需用費では、事務用品等の購入費、電気料金、公用車の燃料代、来客等の食料費及び写真やコピー代に充当する経費を105万1,000円、また、12節役務費では、電話料及び郵便料の所要額9万6,000円を計上しております。次に、13節委託料の69万7,000円は、協議会の議事録を専門業者に委託して作成する経費のほか、協議会のほかに委員の勉強会の議事録も含めた会議録の作成費を計上しております。14節使用料及び賃借料の35万4,000円は、事務局職員及び臨時職員7名分のパソコンリース料のほか、有料道路通行料及び駐車料金等にかかる経費を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金では、276万円を計上しておりますが、そのうち職員手当負担金は270万円で、これは合併事務局への派遣職員の時間外手当でございます、毎月それぞれの市町で立て替えて支払いをしていただいたものを、年度末に負担金としてそれぞれの市町に返納するものでございます。また、その他の6万円は、事務局職員の諸会議及び研修等の参加負担金でございます。

次に、2款1項の事業推進費、1目会議費の1節報酬は、田原市・渥美町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程、第2条の規定に基づきまして、田原市・渥美町・その他の地方公共団体の長及び常勤職員を除いた協議会委員及び顧問の方々の報酬でございます、202万3,000円を計上しております。また、9節旅費の4万円は、同規程の第3条の規定に基づき、協議会を組織する市町の区域外から参加していただいております顧問の方々への費用弁償でございます。

次に、2目調査研究費では、11節需用費で新市計画書及び計画書概要版の印刷費310万円を、13節で計画策定の支援委託費150万円を計上しております。

	<p>次の、3目の広報広聴費では、まず11節の需用費で合併協議の概要を記述した広報紙合併協議会だよりを外注により発注し、田原市・渥美町の全世帯に配布してまいりたいとするもので、合計8回分の発行予定で、それぞれ2万500部の印刷経費を計上したものでございます。また、13節の委託料では、協議会ホームページの作成、更新委託費75万円を計上させていただきました。</p> <p>以上、歳出合計は予備費の10万6,000円を含めまして1,650万円となるものでございます。</p> <p>続きまして、歳入につきましてご説明いたします。</p> <p>1款1項1目1節の構成市町負担金の1,649万8,000円でございますが、当協議会の財源のほとんどが田原市・渥美町からの負担金で賄ってまいるもので、負担割合は平等割で、それぞれ824万9,000円をご負担願うものでございます。</p> <p>また、2款の県支出金と4款諸収入では、科目取りといたしましてそれぞれ1,000円予算を計上させていただいております。</p> <p>以上で、平成16年度予算(案)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、両案に対しますご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。ご質疑等ございませんか。</p> <p>特にご意見等もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思ます。</p> <p>協議第3号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会事業計画(案)」について及び協議第4号「平成16年度田原市・渥美町合併協議会予算(案)」についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>以上で、確認事項を終わりました。次に、提案事項に移りたいと思います。</p> <p>本日、4件の議案について提案をさせていただきます。</p> <p>なお、ただいまから提案説明をいたします4件の提案事項は、本日は説明のみでございますので、確認は次回の協議会をお願いをいたしたいと思ますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それではまず、協議第5号の「合併の方式について(協定項目1)」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第5号「合併の方式について」協議項目番号1番についてご説明させていただきたいと思ます。</p> <p>資料45ページをご覧くださいと思ます。</p> <p>こちらにありますように、合併の方式は渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する編入合併といたすものでございます。</p> <p>それでは、その理由についてご説明いたしますので、1枚はねていただきまして46ページをご覧くださいと思ます。</p> <p>この表は、新設合併と編入合併の主な違いを一覧で比較したものでございまして、愛知県の広域行政ハンドブックを引用したものでございます。</p> <p>まず、46ページ上段の定義に、こうした場合というのが記載してありますように、合併の方式には複数の市町村の区域を廃し、その区域内に新たに1つの市町村</p>

を置く新設合併、1つ以上の市町村は廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する編入合併、この2つの方法がございます。

先ほども設置に至る経過などで説明がありましたが、今回の合併協議につきましては、5月24日に渥美町から田原市への編入合併の協議の申し入れにより、合併協議が進められることとなったものでありまして、編入合併が前提で合併協議会が設置されたものでございます。

このような背景と備考に抜粋を載せてございますが、事前協議事項確認書により、編入合併ということをご6月11日に両市町で確認していることから、合併の方式は編入合併とするものでございます。

それでは、編入合併は概ねどのようなものかについてご説明いたします。

編入合併の場合は、ここに簡単に記述してございますが、まず、法人格につきましては、編入される市町村の法人格は消滅し、編入する市町村の法人格は継続されます。

また、市町村の名称及び事務所の位置は、編入合併という性格上、通常、編入する市町村の名称、編入する市町村の事務所となるものでございますので、こちら横棒で示してございます。

議会議員の身分につきましては、合併特例法に基づく特例措置もございしますが、原則では編入される市町村の議員は身分を失うこととなります。

首長さんを始めとする特別職の身分は、編入する側の特別職は、その身分に影響はなく、編入される側の特別職は、その身分を失います。

条例・規則は、編入する市町村の条例・規則が適用されます。

以上で合併の方式についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いをいたします。

特にご質疑もないようですので、次に移らせていただきます。

協議第6号の「新市の名称について」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局次長

それでは、議題となりました協議第6号「新市の名称について」ご説明を申し上げます。

資料47ページをご覧くださいと思います。

「新市の名称は、田原市とする」ものでございます。

それでは、その理由につきましてご説明を申し上げます。1枚はねていただきまして48ページをご覧くださいと思います。

編入合併の場合は、先ほども申しましたが、通常、市町村の名称は、編入する市町村の名称とすることがほとんどでございます。しかしながら、非常に重要な項目でございますので、事務所の位置とともに協定項目の1つとさせていただきます。

参考としてでございますが、合併の方式のもう1つでございます新設合併の場合には、地域の歴史、文化、地理的特性を考慮し、また、住民公募等を行った上で新しい名称とすることが多いようでございます。

昭和60年度以降の編入合併の場合の先進事例を見ますと、ここの中ほどの列に記載しております鹿嶋市以外は、すべて編入する市町村の名称にしております。茨城県鹿嶋市の場合は、市制施行に伴うものであり、町村が市になる場合は従前の郡の区域から除外されることになり、郡名を冠することもなくなります。したが

	<p>まして、市の名称につきましては、町村以上に識別が容易であることが求められることとなります。このような点につきましては、昭和45年に自治事務次官から「市の設置もしくは町を市とする場合においては、これにより新たな市となる地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないように十分配慮すること」とされております。こうしたことから、従来の「鹿島町」の「鹿島」と同じ漢字で同じ読みの市が佐賀県にありましたので、漢字の変更があったものでございます。</p> <p>今回はそうした問題も特にございませんし、田原市と渥美町で確認をしました事前協議事項確認書で「名称は、田原市とする」としておりまして、それを前提に田原市において合併協議会の設置をした経緯もございまして、新市の名称を田原市とすることで提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いをいたします。特にご質疑もないようですので、次に移らせていただきます。協議第7号の「新市の事務所」についてを議題といたします。説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第7号「新市の事務所の位置」、協定項目番号4番につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の49ページをご覧ください。</p> <p>「新市の事務所の位置は、田原市田原町南番場30番地1とする」、これは現在の田原市役所の所在地とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由についてご説明を申し上げますので、1枚はねていただきまして50ページをご覧くださいと思います。</p> <p>ここには、現在の両市町の役場、市役所の状況を載せさせていただいております。新設合併の場合は、新たに事務所の位置を定める必要がございますが、編入合併の場合は、先ほども説明したとおり、通常、編入する市町村の事務所の位置を新市の事務所の位置とします。この位置を定めるに当たっては、資料の51ページの地方自治法第4条第2項に根拠規定がございます。事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならないとされております。</p> <p>このような定義からも、両市町の住民の利便性が高い位置が最適であることは言うまでもございませんし、都市計画上でも重要な施設であるため、中心市街地や商業・業務機能の集積場所に配置することが望まれます。</p> <p>提案をさせていただきました現在の田原市役所の位置は、半島という特殊性の中で、渥美半島の玄関口であり、他の官公署との関係につきましては、警察署、あるいは保健所、農業改良普及センター等の県の公共施設等が存在しております。また、交通の事情面からは、東名高速道路豊川及び音羽・蒲郡インターチェンジに最も近く、半島唯一の鉄道の始終着駅である三河田原駅を有するとともに、バスの結節点に当たりまして、利便性に恵まれた位置にあると思われれます。このような状況から、新市の事務所の位置は田原市役所といたしたいとするものでございます。</p> <p>なお、渥美町の庁舎につきましては、事前協議事項確認書におきまして、「現在の渥美町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする」と確認されております。この項目につきましては、40ページの合</p>

<p>議長</p>	<p>併協定項目のうちの12の「事務組織及び機構の取扱い」の中の1つとして、第3回に提案したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。 以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。何かご質疑等ありましたらお尋ねをいただきたいと思ひます。 特にご質疑もないようですので、次に移らせていただきます。 協議第8号の「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたしません。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、協議第8号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）」につきましてご説明申し上げます。 資料の53ページをご覧ください。 議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、合併時に渥美町の議会議員は身分を失ひ、合併後、地方自治法第91条第5項の規定に基づき定数を4人増加し、渥美町の区域を選挙区とする増員選挙を実施するものでございます。 それでは、その理由等についてご説明申し上げます。 本日、先の協議第5号で、合併の方式を編入合併とするということで提案させていただいておりますので、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましても、編入合併を前提としてご説明を申し上げます。 資料の54ページをご覧ください。 この資料は、田原市議会と渥美町議会の現況と、他団体の議会議員の取扱いなどを中心に整理したものでございます。市町村の議会議員は、その次の55ページの一番上にごございます地方自治法第91条第1項に基づき条例で定めることとなっております。 現在の田原市の条例につきましては、赤羽根町と合併する以前の旧田原町のときに定めました20人となっておりますが、また、その次の56ページの下の方にごございますけれども、合併特例法の議会議員の在任に関する特例という特例措置によりまして、旧赤羽根町の6人の議員が田原市の議員となっております。旧田原町の20人の議員とあわせまして、現在の田原市議会議員は26人となっております。 田原町・赤羽根町の合併におきましては、行政の効率化という合併の趣旨を踏まえ、55ページの地方自治法第91条第2項第5号にごございます人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村26人の定数の上限に押さえたということでございます。渥美町の議会議員につきましては、現在、54ページの現況のとおり18名となっております。 54ページ、中ほどの列の他団体の議会議員の取扱いでございますが、一番上は県内の市町村が地方自治法の上限から条例でどれぐらいの割合で定数を削減しているかということをお示しした表でございます。大都市である名古屋市を含めた県計で21.5%の減少率となっております。その下には最近の編入合併の事例を記載しております。一番下には議会議員の取扱いにつきまして、在任特例を適用して住民の反発を招いた主な事例を載せております。香川県の東かがわ市では、昨年10月に解散投票がありまして、議会の解散請求が成立しております。山梨県の南アルプス市は、議会の解散請求の動きによりまして、昨年3月に9月定例会最終日まで自主的に解散することを決めております。このような動きにつきましては、他の市町村でも起こっております。合併という特殊な事情であるからといって、安易に議員の</p>

定数を多くすることは、ちょっと住民の理解が得られにくいということが言えると思われま

す。今回の議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、渥美町の田原市への編入合併の申し入れを受けまして、田原市議会におきまして協議が重ねられまして、6月10日に議員全員が出席をされた議員懇談会におきまして、一定の方向が出されました。この方向につきましては、田原市から渥美町へ事前協議事項の1項目とされまして、今回の他の提案事項と同様に6月11日に両市町で事前協議事項確認書を締結しているものでございます。

田原市議会の協議の中での代表的な意見としましては、1つ目として、合併と同時に身分を失うのだから議員はゼロというもの。それから、2番目として、合併をいたしますと、国勢調査の人口で6万5,534人となりますので、人口5万人以上10万人未満の市となり、地方自治法の上限定数は30人となります。その30人から現行の26人を差し引いた4人と。3つ目として、合併後の議員定数を考慮し、その場合の人口比例に応じた数をベースに考えるのが渥美町民にとって最良ではないかと。その場合、愛知県下の類似市議会の議員定数を比較検討し、現時点での想定として、合併後の議員定数を26人以内とし、人口比例割合で試算した8人が妥当ではないかとの意見があったと聞いております。

こうした議論を重ねた結果、最終的に投票が行われまして、合併協議にあたりましての渥美町側の議員数は4人とし、渥美町の区域を選挙区とする増員選挙を実施することで合意されたということでした。

理由につきましては、今回の渥美町の議員定数につきましては、編入合併であり、合併の時期により違いはあるものの、次回の一般選挙までの期間が最長でも2年に満たず、暫定的なものになること。合併後の議員の法定数は30名となるが、県内の他市においてはすべて議員定数の削減を行っており、できれば法定数以下が望ましいところであるが、合併という特殊事情を加味しても、一時的にせよ法定数を超える議員数は、行政の効率化という合併の趣旨に沿わないことによるということでした。

なお、本提案により議員の任期につきましては、55ページの下のほうにございます公選法の第260条第2項に基づきまして、現在の田原市の任期でございます平成19年2月2日までとなります。

めくっていただきまして57ページには、議会議員の定数及び任期につきましては考えられる取扱いを参考につけてございます。

渥美町の議員の取扱いにつきましては、説明させていただきますと、は原則でございます。合併と同時に渥美町の議員は身分を失うというものでございます。

は、いわゆる定数特例というものでございまして、渥美町の議員を現在の田原市の議員定数に渥美町の国勢調査の人口を田原市の人口で割ったものを掛けた形で14人とするものでございます。は、いわゆる在任特例というものでございまして、渥美町の議員は、全員、田原市の議員の任期まで在任するものでございます。

は、今回の提案のものによく似ているものでございますが、4名を現在の田原市と渥美町の区域、新市の区域全体で選挙を行うものでございます。の四角の枠で囲んでございますものが、今回提案したものでございます。最後に、は渥美町の議員定数を変更しておきまして、解散または総辞職をした後に、変更された定数で合併をする前に選挙をやっておきまして、先ほどのの在任特例をするというものでございます。

1枚めくっていただきまして、58ページには、現在の田原市、渥美町の状況とともに、東三河の市の状況を参考に載せております。

	<p>59ページには、渥美町と合併後の田原市の地方自治法上の上限でございます30人と同じ市が、条例で定数をどのように定めているかを参考につけてございます。全団体、条例で地方自治法の上限より少ない定数を定めております。特に、現状のままで在任特例によりますと、同規模自治体と比較いたしましても、かなり多い数となりますし、行革の理念にも反しますため、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、冒頭で申し上げた調整方針とするものでございます。</p> <p>以上で「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>特にご質疑もないようですので、それでは、提案事項につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>先にも申し上げましたが、ただいま提案させていただきました4議案は、次回の協議会でご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、次にその他に移ります。</p> <p>事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、一番最後、61ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>第2回目の協議会の開催日程及びその後の協議会の開催日程(案)として上げさせていただきます。</p> <p>まず、次回、第2回の協議会の開催につきましては、そこでございますように8月31日、火曜日でございます。田原市で午前10時から、場所は同じ第1委員会室でございます。ご予約をお願いしたいと思います。</p> <p>次回の議題といたしましては、本日ご提案申し上げました「合併の方式」ほか3項目の確認と、合併協定項目A群の「財産及び債務の取扱い」ほか2項目の提案を予定しております。</p> <p>以降、第3回から第8回の協議会の日程につきましても、一応、予定といたしまして、ここに記載の日程、場所、時間によりまして開催させていただきたいと存じます。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまお聞きのように、今回は8月31日の午前10時からということで、この場で行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>なお、今回は本日ご提案申し上げました「合併の方式」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」及び「議会議員の定数及び任期の取扱い」の計4件につきましてご確認を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>そのほか、新たに次の協定項目A群の「財産及び債務の取扱い」、「農業委員の定数及び任期の取扱い」の2項目と協定項目C群にございます「地域審議会の取扱い」を提案させていただきたいと思っておりますので、あらかじめお含みを賜りたいと思っております。</p> <p>事務局、ほかにはございませんか。</p> <p>それでは、以上で本日予定いたしました案件の審議はすべて終了いたしましたので、後ほど委員さんの勉強をやらせていただきたいと思いますと思っておりますが、特に、せっかくの機会でございますので、皆さんのほうから何か発言がございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、後ほどの勉強会のほうでひとつ、またご意</p>

見を承りたいと思います。

それでは、これをもちまして第1回田原市・渥美町の合併協議会を閉会とさせていただきます。

午後3時40分 閉会